

令和八年第一回

(二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和八年二月十八日

期 日		1
場 所		1
出席議員		1
欠席議員		2
出席説明員		2
出席議会事務局職員		3
議事日程		3
開会・開議		4
会議録署名議員の指名		4
諸般の報告		4
例月出納検査の結果報告		4
挨拶（桑野俊郎副管理者）		4
日程第一 会期の決定について		5
日程第二 議案第一号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例		6
日程第三 議案第二号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		6
日程第四 議案第三号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例		6
提案理由説明（岸 幸弘総務担当部長）		6
委員会付託		8

日程第五	議案第五号	令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）	9
提案理由説明（岸 幸弘総務担当部長）			9
委員会付託			10
日程第六	議案第四号	令和八年度特別区競馬組合一般会計予算	10
提案理由説明（岸 幸弘総務担当部長）			10
予算特別委員会設置・付託			12
日程第七	議員の派遣について		13
会議時間の延長			13
休憩			13
再開			13
各委員会審査報告書の提出			13
日程の追加			14
追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	14
総務・事業委員会審査結果報告（秋谷こうき委員長）			14
採決			15
追加日程第四	議案第五号	令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）	16
財務委員会審査結果報告（青木博子委員長）			16
採決			16
追加日程第五	議案第四号	令和八年度特別区競馬組合一般会計予算	17

採 決		17
会期中の閉会		17
挨拶（桑野俊郎副管理者）		17
閉 会		18
資料の部		23
議案の部		31

四 欠席議員（七名）

三番

十一番

十二番

十三番

十六番

十七番

二十一番

五 出席説明員

副 管 理 者

（競馬事務局局長競馬事務局事業担当部長兼務事務取扱）

経営企画担当部長

総務担当部長

参事（お客様事業課長事務取扱）

経営企画室長（場外経営担当課長兼務）

広 報 課 長

シ ス テ ム 課 長

総 務 課 長

経 理 課 長

厩 舎 管 理 課 長

施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）

（港 区）
（大 田 区）
（世 田 谷 区）
（渋 谷 区）
（豊 島 区）
（板 橋 区）
（足 立 区）

中	小	朝	山	中	山	赤	笹	岸	粕	桑	た	田	島	一	石	鈴	土
嶋	山	生	下	島	田	瀬	岡		谷	野	だ	中	村	柳	川	木	屋
将	昭	崇	玲	浩	健	貴	賢	幸	招	俊	太	しゅんすけ	高	直	ナ	隆	
彦	二	之	子	司	郎	之	治	弘	世	郎	郎		彦	宏	ミ	之	準
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

監査委員事務局長

宮澤裕司君

六 出席議会事務局職員

議会事務局長

市川保夫君

議事担当課長

秋山兵吾君

書記

木内昌彦君

書記

保木本正憲君

七 議事日程

日程第一 会期の決定について

日程第二 議案第一号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第二号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第三号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第五号 令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第四号 令和八年度特別区競馬組合一般会計予算

日程第七 議員の派遣について

追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第四 議案第五号 令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

追加日程第五 議案第四号 令和八年度特別区競馬組合一般会計予算

開 会（午前十一時十分）

○議長（釧先美彦君） ただいまから、令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名人議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、二番、原田賢一議員、四番、渡辺清人議員を会議録署名人議員に指名いたします。次に、諸般の報告について議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

一、令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略させていただきます。

○議長（釧先美彦君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和七年十一月分及び十二月分の例月出納検査の結果について、報告の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告いたします。

○議長（釧先美彦君） ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

桑野副管理者。

○副管理者（桑野俊郎君） 特別区競馬組合副管理者の桑野でございます。

令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様、大変公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、ご審議をいただきます案件といたしまして、条例案件三件、予算案件二件、計五件の議案をご提案申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（釧先美彦君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日二月十八日から二十四日までの七日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） ご異議がないと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日二月十八日から二十四日までの七日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第二	議案第一号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第二号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第四	議案第三号	特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（釧先美彦君） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務担当部長。

○総務担当部長（岸 幸弘君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第一号から議案第三号までにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。タブレット画面、左上部にございます緑色のフォルダ、議案等をタップしていただき、一番左にございます議案書、縦書きの議案書（一）の一ページをお開き願います。

はじめに、議案第一号、特別区競馬組合常勤副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の給料月額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるため提案するものでございます。

改正内容は、第二条で給料月額を八十六万二千円から八十八万九千円に改め、第四条第三項では、期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百九十七に改めるもので、附則におきまして、令和八年四月一日から施行する旨、定めるものでございます。恐れ入ります。議案書の三ページをお開きください。

続きまして、議案第二号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特別区において、職務給原則のさらなる徹底を図り、職務や職責を重視した給料体系の実現に向けた給与制度の

改正が行われることとなったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の二十四ページから四十六ページにございます新旧対照表をご覧ください、ご説明いたします。

恐れ入ります。議案書の二十三ページまでおめくりいただき、議案書二十四ページをお開きください。

第六条第四項の改正では、行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、部長級職員につきまして、標準の昇給号給数を零号給とする改正を行い、第十九条の二では、管理職特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間の拡大に伴う所要の改正のほか、文言の整理を行うものでございます。

給料表の改定につきましては、議案書の二十六ページから四十一ページに記載の給料表のとおり、それぞれ改正するものでございます。

大変恐れ入ります。議案書の四十二ページから四十六ページにございます新旧対照表をご覧ください。

一部改正条例の附則といたしまして、附則第一項で施行期日を、以下、号給等の切替え、施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定及び準用規定のほか、平成三十年の一部改正条例における経過措置の削除などについて、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案書の四十七ページをお開き願います。

議案第三号、特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行を踏まえ、旅費の種目及び内容に関する規定を整備するため、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、恐れ入ります。画面をおめくりいただき、議案書の六十四ページから九十八ページにございます新旧対照表をご確認ください。なお、主な改正内容につきまして、その都度、議案書のページ番号をお示しいたしますので、ご承知おき願います。

恐れ入ります。議案書の六十五ページをお開きください。

今回の改正におきまして、第二条第一項第八号に、新たに旅行業者等を旅行役務提供者と定め、画面をおめくりいただき、議案書の六十七ページに記載の新設いたします第三条第七項におきまして、職員への旅費の支給に加えて、旅行役務提供契約に基づき、旅行役務提供者に対して、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができるとする旨を設け、第四条以下、次ページ以降では、一部改正に伴う所要の見直しのほか、規定を整備するものでございます。

恐れ入ります。議案書の七十三ページまでお進みください。

第二章、内国旅行の旅費を、第二章、旅費の種目及び内容に改め、新たに第八条において、旅費の種目及び内容を規定し、第九条で鉄道賃、第十一条で航空賃を、第十二条でその他の交通費を、第十三条で宿泊費などをそれぞれ規定し、議案書の七十七ページにございます第十四条におきまして包括宿泊費を、これは、交通費と宿泊費が一体となった、いわゆるパック旅行のことでございますが、これを種目として新たに定めるものでございます。

大変恐れ入ります。議案書の九十四ページまでお進みください。

九十四ページ以降には、一部改正条例の附則におきまして、施行期日のほか、職員の旅費条例を根拠としてございます特別区競馬組合議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、特別区競馬組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例のほか、五件の関連する条例を一括して一部改正するとともに、今回の改正に伴う経過措置等を定めるものでございます。なお、関連する各条例の一部改正につきましては、議案書の九十九ページから百六ページに記載の新旧対照表をご確認ください。

議案第一号から議案第三号までの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。

提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第五を議題といたします。

日程第五

議案第五号

令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

○議長（釧先美彦君） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務担当部長。

○総務担当部長（岸 幸弘君） ただいま議題となりました、議案第五号、令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）につきまして説明申し上げます。

恐れ入ります。タブレット画面左上部にございます左から三番目にある議案書、横書きの議案書（三）の三ページを開き願います。

本案は、予算総則第一条におきまして、令和七年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容は、第二条で規定するものでございます。

第二条は、収益的収入及び支出の予定額の定めで、収入の第一款営業収益は、第一項競馬開催収益に補正予定額百五十七億九千八百三十九万一千円を加え、二千百七十三億百十四万一千円とし、第二項場外業務収益に、補正予定額七億三千二百三十八万二千円を加え、百五億四百六十一万円とし、款合計で二千二百七十八億七千二百六十五万五千円とするものでございます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金に、補正予定額六千九百八十四万九千円を加え、五億七千八百五十九万七千円とし、款合計で七億三千百六十六万三千円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用に補正予定額百二十三億二千百七十二万円を加え、二千七十三億一千五百二十七万六千円とし、第二項場間場外費用に、補正予定額一億六千七百七十七万八千円を加え、七十億三千九百九十万八千円とし、

款合計を二千百五十一億五千二百四十万四千円とするものでございます。

次の第二款営業外費用は、第二項株式配当金配分金に、補正予定額六千五百二十九万五千円を加え、三億九千七百七十六万七千円とし、款合計を九億五千四百五十万六千円とするものでございます。

議案書の五ページ以降は、令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算第一号の説明書でございまして、七ページからは予算実施計画、十一ページは予定キャッシュ・フロー計算書、十三ページは予定損益計算書、十四ページ、十五ページは予定貸借対照表でございます。

以上、令和八年二月十八日提出、管理者名でございます。

議案第五号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。

提案理由の説明は終わりました。

本案について、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第六を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第六

議案第四号

令和八年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（釧先美彦君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務担当部長。

○総務担当部長（岸 幸弘君） ただいま議題となりました、議案第四号、令和八年度特別区競馬組合一般会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書のフォルダ内、左から二番目にございます横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は予算総則第一条において、令和八年度特別区競馬組合一般会計予算は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容につきましては第二条以下で規定するものとございます。

第二条は、業務の予定量を定めるもので、(一)は年間の開催日数を九十八日とし、(二)は発売場所を、(三)は総利用人員を、(四)は大井競馬場において施行する競走数を、(五)は他場本場の場外発売について、それぞれ記載のとおり定めるものとございます。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額についての定めで、収入につきましては、第一款営業収益は、第一項競馬開催収益、第二項場外業務収益、第三項その他営業収益の額を合計し、二千四百四十七億六千三百九十二万一千円でございます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金から第六項雑収益まで、記載の金額を合計し、六億七千五百四十七万八千円でございます。

第三款特別利益は、第一項固定資産売却益から第三項その他特別利益まで、いずれも科目存置で合計三千円でございます。続きまして、支出についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の四ページをお開きください。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用、第二項場間場外費用、第三項一般管理費、第四項償却費の合計で、恐れ入ります。ページが戻りまして、三ページ一番下の行に記載のとおり、二千六十億七百四十九万二千円でございます。

次に、第二款営業外費用は、第一項支払利息、第二項株式配当金配分金、第三項公課費、第四項その他営業外費用を合計し、八億八千八百九十万二千円でございます。

第三款特別損失は、款合計で一千八百一十一万七千円、第四款予備費は十億円の計上でございます。

次に第四条は、資本的収入及び支出についての定めで、収入は、第一款資本的収入、第一項補助金と第二項固定資産売却代金のいずれも科目存置で合計三千円でございます。

支出は第一款資本的支出、第一項建設改良費、一億一千七百六十五万一千円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する一億一千七百六十四万八千円につきましては、損益勘定留保資金から補填す

るものでございます。

第五条は、一時借入金の限度額を三十億円と定め、第六条は、高レベルでの流用ができる場合の定めで、（一）に記載された経費については、予算額に過不足を生じた場合は、同一の款内で各項間の流用ができるものとするものでございます。

第七条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めで記載の職員給与費は、議決を経なければ流用できないものとするものでございます。

第八条は、たな卸資産の購入限度額を九千七百四十万円と定めるものでございます。

議案書の七ページ以降は、令和八年度特別区競馬組合一般会計予算の説明書でございまして、九ページから十一ページが予算実施計画、十三ページは予定キャッシュ・フロー計算書、十五ページから十九ページが給与費明細書、二十ページ、二十一ページが予定損益計算書、二十二ページから二十五ページが予定貸借対照表、二十六、二十七ページは注記事項でございます。

以上、令和八年二月十八日提出、管理者名でございます。

議案第四号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。

提案理由の説明は終わりました。

本案については、委員会条例第四条第一項並びに第二項の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することを決定いたしました。次に、日程第七を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第七 議員の派遣について

○議長（釧先美彦君） お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第百十三条の規定に基づき、お手元に配付いたしました文書により、競馬施設調査に議員を派遣することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午前十一時二十八分）

再 開（午後零時 十七分）

○議長（釧先美彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長、財務委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程どおり、議案第一号ほか四件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） ご異議ないと認めます。

よって、議案第一号ほか四件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議事局長朗読〕

追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（釧先美彦君） これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告を求めます。

秋谷総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（秋谷こうき君） 総務・事業委員会に付託されました議案第一号から議案第三号までの審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等がなく、採決の結果、委員会は議案第一号から議案第三号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（釧先美彦君）　ただいまの報告に対しまして、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　異議なしと認めます。

よって、議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　異議なしと認めます。

よって、議案第二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　異議なしと認めます。

よって、議案第三号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

追加日程第四

議案第五号

令和七年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

○議長（釧先美彦君） 本案につきまして、財務委員長の報告を求めます。

青木財務委員長。

○財務委員長（青木博子君） 財務委員会に付託されました議案第五号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見がなく、採決の結果、委員会は議案第五号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。これをもって財務委員会の報告を終わります。

○議長（釧先美彦君） ただいまの報告に対しまして、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

財務委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第五号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第五を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第五

議案第四号

令和八年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（釧先美彦君） 本案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査をしておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第四号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者の発言の申出がありますので、これを許可します。

桑野副管理者。

○副管理者（桑野俊郎君） 本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定賜りまして、誠にありがとうございます。

来年度の競馬事業運営に当たりましては、委員会でご指摘いただいたことを十分に踏まえまして、効率的に予算を執行し、売上げ向上を図ってまいります。議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（釧先美彦君）　ありがとうございます。

副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもって、令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

閉

会（午後 零 時 二 十 一 分）

会
議
録
署
名
議
員

議
長
釧
先
美
彦

議
員
原
田
賢
一

議
員
渡
辺
清
人

資
料
の
部

令和 8 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和 8 年 2 月 1 8 日(水) 午前 1 1 時開議

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 1 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 3 号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算
- 日程第 7 議員の派遣について



7 特競総第 1258 号
令和 8 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会
議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

令和 8 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和 8 年 2 月 1 8 日(水)
- 2 場 所
東京区政会館 1 9 階 1 9 1 会議室
以 上

写

特別区競馬組合告示第一号

令和八年第一回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和八年二月十日

特別区競馬組合
管理者
服部 征夫

一 期日 令和八年二月十八日（水）

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室

写

7 特競総第 1298 号
令和 8 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合

管理者 服 部 征 夫

議案の送付について

このことについて、令和 8 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件
を下記のとおりに送付いたします。

記

1 条例案件

議案第 1 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を
改正する条例

議案第 2 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

2 予算案件

議案第 4 号 令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算

議案第 5 号 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第 1 号）

以 上



7 特競総第 1322 号
令和 8 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合

管理者 服 部 征 夫

令和 8 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

7 特競議第 1 6 8 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知
いたします。

記

1 組合役員

副 管 理 者
(競馬事務局長(競馬事務局
事業担当部長兼務)事務取扱)

桑 野 俊 郎

2 職 員

経 営 企 画 担 当 部 長
総 務 担 当 部 長
参 事
(お客様事業課長事務取扱)
経 営 企 画 室 長
(場外経営担当課長兼務)
広 報 課 長
シ ス テ ム 課 長
総 務 課 長
経 理 課 長
厩 舎 管 理 課 長
施設再整備担当課長
(小林牧場長兼務)
監 査 委 員 事 務 局 長

粕 谷 招 世
岸 幸 弘
笹 岡 賢 治

赤 瀬 貴 之
山 田 健 一 郎
中 島 浩 司
山 下 玲 子
朝 生 崇 之
小 山 昭 二
中 嶋 将 彦

宮 澤 裕 司

以 上

7 特競監第 131 号
令和 8 年 1 月 9 日

特別区競馬組合議会

議 長 釧 先 美 彦 様

特別区競馬組合

監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 た だ 太 郎
(公 印 省 略)

令和 7 年 11 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の
結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 12 月 19 日 (金)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象

令和 7 年 11 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類

4 検査結果

令和 7 年 11 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。

預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。

また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

(別紙掲載は省略)

7 特競監第 143 号
令和 8 年 1 月 29 日

特別区競馬組合議会
議 長 釧 先 美 彦 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 た だ 太 郎
(公 印 省 略)

令和 7 年 12 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 8 年 1 月 27 日（火）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 7 年 12 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 7 年 12 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

地方自治法第百条第十三項及び特別区競馬組合議会会議規則第百十三条の規定により左記のとおり議員を派遣する。

記

- 一 競馬施設調査
- （一）派遣目的 競馬施設の調査研究のため
 - （二）派遣場所 京都競馬場
 - （三）派遣期日 令和八年四月二十五日
 - （四）派遣議員 全議員

※ その他、変更等の必要が生じた場合は、議長に一任する。

議 員 の 派 遣 に つ い て

令和 8 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程
令和 8 年 2 月 1 8 日 (水) 午前 1 1 時開議

- 追加日程第 1 議案第 1 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例
の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 2 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例
- 追加日程第 3 議案第 3 号 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改
正する条例
- 追加日程第 4 議案第 5 号 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 追加日程第 5 議案第 4 号 令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算



令和 8 年 2 月 1 8 日

特別区競馬組合議会
議長 釧先 美彦 様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 秋谷 こうき

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 1 号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 2 号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 3 号	特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



令和 8 年 2 月 1 8 日

特別区競馬組合議会

議長 釧先 美彦 様

特別区競馬組合議会

財務委員長 青木 博子

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 5 号	令和 7 年度特別区競馬組合一般会計補正 予算（第 1 号）	原案可決



令和 8 年 2 月 1 8 日

特別区競馬組合議会

議長 釧先 美彦 様

特別区競馬組合議会

予算特別委員長 青木 博子

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 4 号	令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算	原案可決

議

案

の

部

議案第一号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十六万二千円」を「八十八万九千円」に改める。

第四条第三項中「百分の百九十四」を「百分の百九十七」に、「百分の百九十五」を「百分の百九十七」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の給料月額及び期末手当の支給割合を改定する必要がある。

議案第二号

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「四号給」の下に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級であるものにあつては、零号給）」を加える。

第十九条の二第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者の承認を得て組合規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
78	284,100	345,100	395,100	422,900		
79	285,200	346,000	396,000	423,600		
80	286,300	346,900	396,700	424,200		
81	287,300	347,600	397,500	424,800		
82	288,400	348,400	398,300	425,300		
83	289,500	349,100	399,000	425,800		
84	290,500	349,800	399,600	426,300		

別表第1（第5条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	

	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400		
	101	308,600	358,700	408,300	433,800		
	102	309,600	359,100	408,800	434,200		
	103	310,600	359,600	409,300	434,600		
	104	311,500	360,100	409,700	435,000		
	105	312,400	360,600	410,100	435,400		
	106	313,300	361,000	410,500	435,800		
	107	314,200	361,400	410,900	436,200		
	108	315,100	361,800	411,300	436,600		
	109	315,900	362,200	411,700	437,000		
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
	117	321,100	365,400	414,900	440,200		
	118	321,600	365,800	415,300	440,600		
	119	322,000	366,200	415,700	441,000		
	120	322,400	366,600	416,100	441,400		
	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		

41	221,300	296,000	333,700	380,800
42	222,400	297,000	334,600	382,100
43	223,500	298,000	335,500	383,400
44	224,600	299,000	336,300	384,700
45	225,700	300,000	337,100	386,000
46	226,800	301,000	337,900	387,100
47	227,900	302,000	338,700	388,200
48	229,000	303,000	339,500	389,300
49	230,100	303,900	340,300	390,300
50	231,200	304,800	341,100	391,300
51	232,300	305,700	341,900	392,300
52	233,400	306,600	342,700	393,300
53	234,400	307,500	343,400	394,300
54	235,400	308,400	344,100	395,300
55	236,400	309,300	344,800	396,300
56	237,400	310,200	345,500	397,300
57	238,400	311,100	346,200	398,300
58	239,400	312,000	346,900	399,100
59	240,400	312,700	347,500	399,900
60	241,400	313,400	348,100	400,700
61	242,400	314,100	348,700	401,500
62	243,400	314,800	349,300	402,300
63	244,400	315,500	349,900	403,100
64	245,400	316,100	350,500	403,900
65	246,400	316,700	351,100	404,500
66	247,400	317,300	351,700	405,100
67	248,400	317,900	352,300	405,700
68	249,400	318,500	352,900	406,300
69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500
71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400

別表第2（第5条関係）
行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500

	129	306,000	338,900	375,900	
	130	306,600	339,100	376,200	
	131	307,200	339,300	376,500	
	132	307,800	339,500	376,800	
	133	308,400	339,700	377,100	
	134	309,000	339,900	377,400	
	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、既務、その他これらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二に掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級であった職員は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において特別区競馬組合職員の給与に関する条例別表第一に掲げる行政職給料表（一）及び別表第二に掲げる行政職給料表（二）の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第二に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等（特別区競馬組合職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成十八年特別区競馬組合

規則第二十四号）第二十九条の規定による休職中、結核休養中、配偶者同行休業中、育児休業中又は停職中をいう。以下同じ。）

の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至つた日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていなければ決定されていた号給に調整する。

一 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に特別区競馬組合職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第二条第四号に規定する昇給日がある職員

二 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年特別区競馬組合条例第二号）附則第五項から第七項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第二による切替えを行つた後の号給を基礎として行うものとする。

(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第二項から前項まで並びに附則別表第一及び附則別表第二の規定を準用する。

(委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年特別区競馬組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級

- 備考 1 「旧級」は、切替日の前日における職務の級である。
2 「新級」は、切替日における職務の級である。

附則第五項から第七項までを次のように改める。
第五項から第七項まで 削除

41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5 級	6 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11

85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	

41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42

（提案理由）
 特別区において職務給原則の更なる徹底を図り、職務や職責を重視した給料体系の実現に向けた給与制度の改正が行われることとなったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

議案第三号

特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服部 征夫

特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の旅費に関する条例(昭和二十八年特別区競馬組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「公海を含む」を「公海を含む。」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」が認める場合には」に、「又は居所。以下同じ。」を、「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「組合」を「特別区競馬組合(以下「組合」という。)」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の二中「若しくはその扶養親族」を削り、「本拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。)
その他任命権者が定める者(以下「旅行業者等」という。)であつて、組合と旅行役務提供契約(旅行業者等が組合に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に

係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第五項中「第四項」を「前項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行については旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に、第四条第三項の規定により、旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において」を「次条第三項に規定する旅行命令等の変更(取消しを含む。第十九条を除き、以下同じ。)」を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第六項中「受ける事」を「受けること」に、「交通機関の事故又は天災その他やむを得ない」を「天災その他任命権者が定める」に、「範囲内の」を「範囲内で任命権者が定める」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「の規定」を加え、同条第三項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)」するを「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「旅行依頼簿」の下に「旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を加え、「よつてこれをしなければ」を「任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項をその旅行者に通知しなければ」に改め、同項ただし書中「による」を「に当該事項の記載又は記録をし、これを通知する」に、「すみ

やかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「記載事項及び様式は」を「様式は」に改める。

第五条第一項中「の規定により変更された」を「に規定する変更を受けた」に改め、「本条において」を削り、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき、」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の請求手続）

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要な資料を添えて、当該旅費又は当該金額の支出を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第八条から第十三条の二までを削る。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移動費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものという。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動（以下「特定航空移動」という。）をするとき（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号以下「財務省令」という。）別表第二に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、旅行中の宿泊に要する費用の額とする。

一 内国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認める場合

二 外国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認める場合

イ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。

ロ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第三に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に相当する額とする。

2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第三に定める額に相当する額とする。ただし、当該移動に対し支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき
に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- 二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たつては、他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転す

るまでの間に更に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十九条 特別区の区域内における在勤庁の変更に伴う旅行については、任命権者が特に必要と認めて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費)

第二十条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第二十一条 死亡手当は、職員の死亡（第三条第二項第五号の規定に該当する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第五に定める額とする。

第三章を削る。

第四章中第二十五条の前に次の三条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴

う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合であつて、第三条第二項第四号の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項第一号ロに規定する場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同号ロに掲げる旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
(遺族等の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

一 職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二十条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「組合以外の者から旅費の支給を受ける場合」に、「または」を「又は」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改め、

同条を第二十五条とする。

第四十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「第六十四条」の下に「又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項」を、「第六十四条」の下に「又は船員法第四十八条」を加え、同条に次の一項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第四十三条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第二十七条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、同条例の規定に違反して支給を受けた旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十四条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に、「実施上必要な事情は、」を「この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、」に改め、同条を第二十八条とする。

第四章を第三章とする。

付則第三項を削り、付則第四項中「種類」を「種目」に改め、同項を付則第三項とする。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

2 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十五年十月条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

（特別区競馬組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別区競馬組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十二年二月条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

別表を次のように改める。

別表

職名	旅費の額
管理者	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「政令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「財務省令」という。）の規定により内閣総理大臣等に支給される額に相当する額
副管理者	政令及び財務省令の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額

- 4 （特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部改正）
特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年二月条例第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。
（特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正）
5 特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例（平成三年六月条例第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、「。以下「旅費条例」という。」を削り、同項ただし書中「とし、旅費条例別表第二（一）の項及び（三）の項については、六級の職務にある者の相当額」を削り、同条第四項ただし書を削る。

- 6 （特別区競馬組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
特別区競馬組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成二年六月条例第五号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「種類は」を「種目は」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。
（特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
7 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十七年十二月条例第十号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。
（特別区競馬組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
8 特別区競馬組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十七年十二月条例第六号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。
（経過措置）
9 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）、附則第二項による改正後の特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、附則第三項による改正後の特別区競馬組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第四項による改正後の特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例、附則第五項に

よる改正後の特別区競馬組合議会等の聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例、附則第六項による改正後の特別区競馬組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第七項による改正後の特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び前項による改正後の特別区競馬組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

10 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

11 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の特別区競馬組合職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

12 改正後の条例第二十七条の規定は、改正後の条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）等の施行を踏まえ、旅費の種目及び内容に関する規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

議案第 4 号

令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算

令和 8 年度特別区競馬組合一般会計予算	
(総則)	
第 1 条 令和 8 年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。	
(業務の予定量)	
第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
(1) 年間開催日数	9 8 日
(2) 発売場所	大井競馬場及び専用場外発売所、S P A T 4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区（道営）、北海道地区（ばんえい）、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、B A O O、オッズパーク、楽天競馬、J R A ネット投票
(3) 総利用人員	2, 4 4 7 万人 (うち大井競馬場入場者数 4 9 万人)
(4) 大井競馬場において施行する競走数	1, 1 5 6 競走
(5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売 浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、J R A 本場	
(収益的收入及び支出)	
第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第 1 款 営業収益	2 1 4, 7 6 3, 9 2 1 千円
第 1 項 競馬開催収益	2 0 4, 9 1 5, 2 1 1 千円
第 2 項 場外業務収益	9, 8 0 9, 6 1 5 千円
第 3 項 その他営業収益	3 9, 0 9 5 千円
第 2 款 営業外収益	6 7 5, 4 7 8 千円
第 1 項 受取利息及び配当金	6 4 8, 5 3 1 千円
第 2 項 分担金及び負担金	1 千円
第 3 項 補助金	1 千円
第 4 項 還付金	1 千円
第 5 項 長期前受金戻入益	2 5, 4 5 9 千円
第 6 項 雑収益	1, 4 8 5 千円
第 3 款 特別利益	3 千円
第 1 項 固定資産売却益	1 千円
第 2 項 過年度修正益	1 千円
第 3 項 その他特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 営業費用	2 0 6, 0 0 7, 4 9 2 千円

第1項 競馬開催費用	198,343,516千円
第2項 場間場外費用	6,943,231千円
第3項 一般管理費	326,743千円
第4項 償却費	394,002千円
第2款 営業外費用	888,902千円
第1項 支払利息	1千円
第2項 株式配当金配分金	378,020千円
第3項 公課費	501,626千円
第4項 その他営業外費用	9,255千円
第3款 特別損失	18,117千円
第1項 固定資産除却損	18,115千円
第2項 過年度修正費用	1千円
第3項 その他特別損失	1千円
第4款 予備費	1,000,000千円
第1項 予備費	1,000,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額117,648千円は、損益勘定留保資金から補てんするものとする）。

	収	入	
第1款 資本的収入			3千円
第1項 補助金			2千円
第2項 固定資産売却代金			1千円
	支	出	
第1款 資本的支出			117,651千円
第1項 建設改良費			117,651千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1,152,612千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、97,400千円と定める。

令和8年2月18日 提出

特別区競馬組合管理者 服部 征夫

議案第 5 号

令和 7 年度特別区競馬組合
一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 営業収益	211,341,882 千円	16,530,773 千円	227,872,655 千円
第 1 項 競馬開催収益	201,502,750 千円	15,798,391 千円	217,301,141 千円
第 2 項 場外業務収益	9,772,228 千円	732,382 千円	10,504,610 千円
第 2 款 営業外収益	661,814 千円	69,849 千円	731,663 千円
第 1 項 受取利息及び配当金	508,748 千円	69,849 千円	578,597 千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第 1 款 営業費用	202,662,306 千円	12,488,898 千円	215,151,204 千円
第 1 項 競馬開催費用	194,993,556 千円	12,321,720 千円	207,315,276 千円
第 2 項 場間場外費用	6,872,730 千円	167,178 千円	7,039,908 千円
第 2 款 営業外費用	889,211 千円	65,295 千円	954,506 千円
第 2 項 株式配当金配分金	326,472 千円	65,295 千円	391,767 千円

令和 8 年 2 月 18 日 提出

特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

令和八年第一回特別区競馬組合議定会定例会議録

令和八年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議事事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

